

丹波市の新しい都市構造のあり方 「まちづくりビジョン」 資料編

1. 「まちづくりビジョン」策定の経過
2. 丹波市未来都市創造審議会設置条例
3. 丹波市未来都市創造審議会 委員名簿
4. 諮問書

1. 「まちづくりビジョン」策定の経過

(1) 丹波市未来都市創造審議会

開催日時	審議内容	場所
第1回 2018.4.20(金) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書の交付 ・審議会のスケジュールについて ・会長、副会長の選出 ・諮問 《議事》 (1) 丹波市未来都市創造審議会の会議運営要領、傍聴規程の認定 (2) 新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・その他 	氷上住民センター 大会議室
第2回 2018.6.21(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり 《議事》 (1) 都市の課題の整理について (2) 丹波市の未来を見据えた都市構造について <ul style="list-style-type: none"> ・その他 	ハートフルかすが 大会議室
学識者協議 2018.8.2(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」の全体像について(趣旨説明) 《議題》 (1) 新しい都市構造のあり方について (2) 2回の審議を終えて (3) その他	丹波市役所本庁舎 2階 中会議室
部会 2018.9.7(金) 15:00～	《ワークショップ》 テーマ：『丹波市の将来の姿(市民の暮らしの姿やまちの姿)について』 ○まちづくりに関する今ある課題・将来に向けた課題/将来の展望など <ul style="list-style-type: none"> ・関連する施策8項目 等 	氷上保健センター 2階ホール
第3回 2018.10.18(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり 《議事》 (1) 審議会のスケジュールについて (2) 丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」について ① 「まちづくりビジョン」素案について ② 庁舎の現状と統合庁舎について ③ 関連施策(暮らしとまちの姿)について ④ 市民アンケート調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・その他 	氷上保健センター 2階ホール

開催日時	審議内容	場所
第4回 2018.12.27(木) 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり 《議事》 (1)丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」について <ul style="list-style-type: none"> ①「まちづくりビジョン」素案について ②統合庁舎の候補地について ③関連施策（暮らしとまちの姿）について ④市民アンケート調査の結果（速報）について ・その他 	氷上住民センター 大会議室
部会 2019.1.24(木) 13:30～	<ul style="list-style-type: none"> 《調査》 (1)統合庁舎6候補地 現地踏査 (2)意見交換 	氷上保健センター 2階会議室ほか
第5回 2019.2.21(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり 《議事》 (1)丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」素案について (2)統合庁舎の候補地について ・その他 	氷上保健センター 2階ホール
第6回 2019.5.30(木) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり ・まちづくりビジョン策定スケジュール 《議事》 (1)丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」素案について ・その他 	柏原住民センター 会議室
第7回 2019.8.7(水) 14:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・前回のふりかえり 《議事》 (1)丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」答申案について 素案→答申案のとりまとめ ・その他 	柏原住民センター 会議室

(2) 市民参加の取組

項目	実施事項
<p>まちづくりビジョン市民意向調査</p> <p>2018. 11. 26(月)～2018. 12. 10(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 3,000 人を対象としたアンケート調査 ・ 回収数 1,135 票 (回収率 37.8%)
<p>まちづくりビジョン(素案)に関する市民説明会</p> <p>2019. 5. 12(日)</p> <p>14:00～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 第1部 講演 「持続可能なまちづくりをめざして」 講演講師：関西学院大学総合政策学部 角野 幸博 教授 (丹波市未来都市創造審議会会長) 第2部 まちづくりビジョン(素案)の説明 説明・意見交換 ・ 出席者数 154 人 ・ 会場 春日文化ホール
<p>まちづくりビジョンに関する市民意見・提案募集 (パブリックコメントの実施)</p> <p>2019. 6. 24(月)～2019. 7. 26 (金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件 丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」(原案) ・ 意見総数 9 件

2. 丹波市未来都市創造審議会設置条例

(設置)

第1条 丹波市の持続可能なまちづくりに向けた都市構造のあり方について、市民参画により必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市未来都市創造審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市の持続可能なまちづくりに向けた都市構造に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 各種団体等から選出された者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務の終了をもって終わるものとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、未来都市創造部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 3 条第 2 項第 2 号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

3. 丹波市未来都市創造審議会 委員名簿

条 項	組 織 名 等	氏 名
識見を有する者 条例第3条第2項 第1号委員	関西大学 環境都市工学部 建築学科	オカ エリコ 岡 絵理子
	関西学院大学 総合政策学部都市政策学科	カドノ ユキヒロ 角野 幸博
	丹波市地域公共交通活性化協議会	キタガワ ヒロシ 北川 博巳
公募による市民 条例第3条第2項 第2号委員		オギノ ミエコ 萩野 美恵子
		シラタキ リカ 白滝 里香
		ホンジョウ ケンゴ 本庄 健吾
公共的団体の代表者 条例第3条第2項 第3号委員	丹波市自治会長会（柏原地域）	オオノ リョウスケ 大野 亮祐
	丹波市自治会長会（氷上地域）	サカイ コウジ 酒井 浩二
	丹波市自治会長会（青垣地域）	オオタニ ヨシハル 大谷 吉春
	丹波市自治会長会（春日地域）	ヨシズミ タカノブ 吉住 孝信
	丹波市自治会長会（山南地域）	タナカ ノブシゲ 田中 延重
	丹波市自治会長会（市島地域）	サカタニ タカヨシ 坂谷 高義
各種団体等から 選出された者 条例第3条第2項 第4号委員	丹波市観光協会	アダチ ハルミ 足立 はるみ
	丹波市社会福祉協議会	アダチ ユカ 足立 由夏
	丹波市商工会	オオギ レイコ 大木 玲子
	丹波青年会議所	トクラ トオル 十倉 貫
関係行政機関の職員 条例第3条第2項 第5号委員	兵庫県丹波県民局	フクモト ユタカ 福本 豊 (2018. 4. 1～2019. 3. 31) イツカ コウイチ 飯塚 功一 (2019. 4. 1～)

※任期は2018. 4. 1 から所掌事務の終了までの間

4. 諮問書

諮問第1号

丹波市未来都市創造審議会

丹波市の新しい都市構造のあり方「まちづくりビジョン」の策定について(諮問)

人口減少や少子高齢化の進展など、将来大きく変化が想定される都市環境の中においても、市民が将来にわたって、夢と希望と誇りを持ち、本市で暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに向けた都市構造のあり方について、丹波市未来都市創造審議会設置条例(平成30年丹波市条例第3号)第2条の規定により、「丹波市の新しい都市構造のあり方『まちづくりビジョン』」(案)の策定に関して諮問します。

平成30年4月20日

丹波市長 谷口 進



記

【諮問事項】

- (1) 市民が将来にわたって、夢と希望と誇りを持ち、本市で暮らし続けていくために、20年後の将来の都市構造(まちの姿と市民の暮らし方)を明確に示した、「丹波市の新しい都市構造のあり方『まちづくりビジョン』」(案)の策定に関する事。
- (2) 「丹波市の新しい都市構造のあり方『まちづくりビジョン』」(案)の実現に向けて、関連する諸施策の方向性や方針の検討に関する事。
- (3) その他、「丹波市の新しい都市構造のあり方『まちづくりビジョン』」(案)の策定に必要な事項に関する事。